

第23期第8回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和7年10月29日（水）15時から
場所 唐津市水産会館 研修室
(唐津市海岸通り 7182-217)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 松浦海区における区画漁業の漁場計画（案）について（諮問）・・・P1～P6
- (2) 公聴会の開催について（協議）・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- (3) 試験養殖について（協議）・・・・・・・・・・・・別冊
 - 佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所（満島地区）他8件
- (4) 玄海における漁業許可方針（案）について（諮問）・・・・・・・・P8～P52
 - 1 ごち網漁業（小出力1そうごち網）
 - 2 小型機船底引き網漁業（IV 手縄第2種 えびこぎ網漁業）
 - 3 小型機船底引き網漁業（V 手縄第2種 自家用えさびき網漁業）
- (5) あなごかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）・・・・P53～P56
- (6) いかかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）・・・・P57～P63
- (7) 火光利用に関する委員会指示の改正について（協議）・・・・P64～P65
- (8) その他

議題 1

水産第3163号
令和7年10月28日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥

松浦海区における区画漁業の漁場計画（案）について（諮問）

松浦海区における区画漁業について、漁場計画（案）を別添のとおり作成しましたので、漁業法第64条第4項の規定により貴会の意見をお聴かせください。
なお、答申は令和7年12月26日までに提出してください。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
伊藤、吉田
電話：0952-25-7145
FAX：0952-25-7274

松浦海区における区画漁業 の漁場計画（案）

(令和 7 年 10 月)

佐賀県松浦海区

区 画 漁 業

1 区画漁業

- (1) 公示番号 別表のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の名称 別表のとおり
 - イ 漁業の時期 別表のとおり
 - ウ 漁場の位置 別表のとおり
 - エ 漁場の区域 別表のとおり
- (3) 制限又は条件
 - ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない
 - イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない
- (4) 免許予定日 令和8年4月1日
- (5) 申請期間 令和8年1月1日から令和8年2月6日まで
- (6) 関係地区 別表のとおり

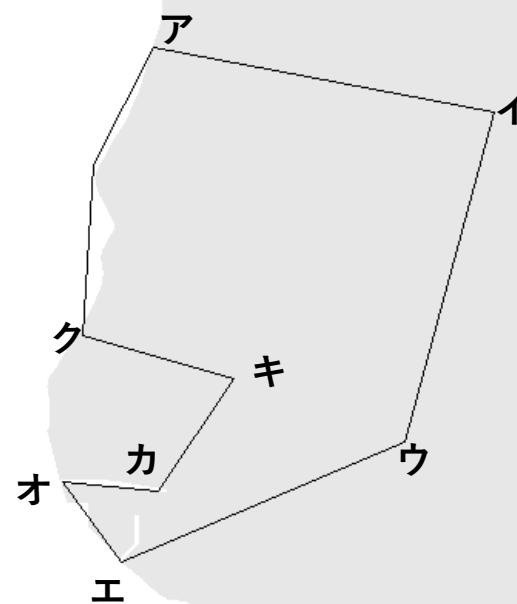
備考

存続期間 令和8年4月1日から令和10年8月31日まで
漁場計画図 別図のとおり

別表

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
松区第412号	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	唐津市屋形石地先	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>点ア：北緯 33度32分34秒 東経 129度55分50秒</p> <p>点イ：北緯 33度32分31秒 東経 129度56分8秒</p> <p>点ウ：北緯 33度32分17秒 東経 129度56分3秒</p> <p>点エ：北緯 33度32分11秒 東経 129度55分48秒</p> <p>点オ：北緯 33度32分15秒 東経 129度55分45秒</p> <p>点カ：北緯 33度32分15秒 東経 129度55分50秒</p> <p>点キ：北緯 33度32分20秒 東経 129度55分54秒</p> <p>点ク：北緯 33度32分22秒 東経 129度55分46秒</p>	唐津市屋形石	団体漁業権	新規

区画漁業権図



公 示

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、松浦海区における漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。

令和7年●月●日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄和正

1 日 時

令和7年12月12日（金） 15：00～

2 場 所

唐津市海岸通り7182番地217

唐津市水産会館 多目的ホール

3 議 事

区画漁業の免許に係る漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区及び地元地区について

4 漁場計画の内容

松浦海区漁業調整委員会事務局（佐賀市城内一丁目1番59号佐賀県農林水産部水産課内）において閲覧に供するほか、ホームページにおいて公開する。

5 公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

6 公述者の注意事項

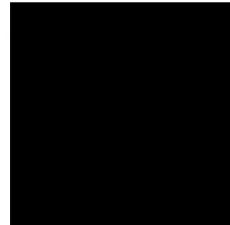
- (1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で令和7年12月10日（水）までに松浦海区漁業調整委員会事務局に提出しなければならない。
- (2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。
- (3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 公述者の発言は、その意見を聽こうとする事件の範囲を超えてはならない。

議題 4

水産第2847号
令和7年10月7日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



玄海における漁業許可方針について（諮問）

令和7年12月31日をもって許可期間が満了する下記漁業の許可更新にあたり、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項および第5項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 ごち網漁業（小出力1そうごち網）
- 2 小型機船底引き網漁業（IV 手縄第2種 えびこぎ網漁業）
- 3 小型機船底引き網漁業（V 手縄第2種 自家用えさびき網漁業）

（担当：水産課漁業調整担当）

ごち網（小出力1そうごち網）漁業許可方針（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

1 そうごち網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

2 3隻以内

（3）船舶の総トン数

制限なし

（4）推進機関の馬力数

4 8キロワット以下（漁業調整用エンジン15馬力以下）

（5）操業区域

佐賀県玄海海域

（6）漁業時期

3月16日から12月31日まで

（7）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市浜玉町、唐津市唐房、玄海町仮屋、唐津市肥前町（肥前若しくは大浦浜）又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする。
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者

⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可日から令和12年12月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和7年11月4日から令和7年12月3日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受け付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、23件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和12年11月29日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が23件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受け付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が23件に到達した日以降から令和12年11月29日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以後の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1（2）に定める隻数を超える場

合は、次に掲げる優先順位とする。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可最終日の12月31日現在で、1そうごち網漁業の許可を有する者
- (2) 当該漁業許可を有する者の承継を受けた者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。
- (3) (1)に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者
- (4) (1)～(3)に該当しない者で、規則第4条第1第6号、第8号又は第10号から第14号までのいずれかの漁業許可を有する者
- (5) (1)～(4)に該当しない者。但し、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。

第5 条件

- (1) 唐津市浜玉町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線以西の区域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。
ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。
- (2) 唐津市唐房地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①から③の区域及び共同漁業権漁場では操業してはならない。ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。
 - ① 黒金瀬の中心（唐津市肥前町京泊宮崎鼻北端と長崎県壱岐市石田町妻ヶ島を結んだ直線と、唐津市鎮西町松島

北端と同馬渡島南端を結んだ直線との交点) から半径 5
00 メートル以内の海域

② 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線並
びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

ア 唐津市鎮西町馬渡島北端

イ 唐津市鎮西町馬渡島北端と同松島南端を結んだ直線
と、玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町ジャン
ギリ島（嫦娥島）を結んだ直線との交点

ウ 玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町ジャンギ
リ島（嫦娥島）を結んだ直線と、唐津市鎮西町松島西端
と長崎県平戸市大島村的山大島南端を結んだ直線との交
点

エ 唐津市鎮西町松島南端と長崎県平戸市大島村的山大島
南端を結んだ直線と、玄海町値賀崎北西端と唐津市鎮西
町馬渡島西端を結んだ直線との交点

オ 唐津市鎮西町馬渡島西端

③ 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によっ
て囲まれた海域。ただし、8月1日から12月31日まで
に限る。

ア 玄海町値賀崎北西端

イ 唐津市鎮西町松島西端

ウ 唐津市鎮西町松島南端と同馬渡島北端を結んだ直線
と、玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町ジャン
ギリ島（嫦娥島）を結んだ直線との交点

(3) 玄海町仮屋及び唐津市肥前町（肥前）地区において漁港
機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、
次の①から④の区域及び共同漁業権漁場では操業してはな
らない。

ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者
と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は
同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

- ① 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線より北東の佐賀県玄海海域
- ア 玄海町値賀崎北西端
- イ 玄海町値賀崎北西端と唐津市鎮西町松島西端を結んだ直線と、同松島南端と同馬渡島北端を結んだ直線の交点
- ウ 唐津市鎮西町松島南端と同馬渡島北端を結んだ直線と、玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市石田町妻ヶ島南端を結んだ直線との交点
- エ 長崎県壱岐市石田町妻ヶ島南端
- ② 黒金瀬の中心（唐津市肥前町京泊宮崎鼻北端と長崎県壱岐市石田町妻ヶ島を結んだ直線と、唐津市鎮西町松島北端と同馬渡島南端を結んだ直線との交点）から半径 500 メートル以内の海域
- ③ 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- ア 唐津市鎮西町馬渡島北端
- イ 唐津市鎮西町馬渡島北端と同松島南端を結んだ直線と、玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町ジャングリ島（嫦娥島）を結んだ直線との交点
- ウ 玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町ジャンギリ島（嫦娥島）を結んだ直線と、唐津市鎮西町松島西端と長崎県平戸市大島村的山大島南端を結んだ直線との交点
- エ 唐津市鎮西町松島南端と長崎県平戸市大島村的山大島南端を結んだ直線と、玄海町値賀崎北西端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点
- オ 唐津市鎮西町馬渡島西端
- ④ 次のア、イ、ウ及びオの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。
- ただし 8 月 1 日から 12 月 31 日までに限る。
- ア 玄海町値賀崎北西端

イ 唐津市鎮西町松島西端
ウ 唐津市鎮西町松島南端と同馬渡島北端を結んだ直線
と、玄海町値賀崎北西端と長崎県壱岐市郷ノ浦町ジャン
ギリ島（嫦娥島）を結んだ直線との交点

(4) 唐津市肥前町（大浦浜） 及び伊万里市地区において漁港
機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、
①の区域以外及び共同漁業権漁場では操業してはならな
い。

ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者
と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際
は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

① 次のア及びイの点を結んだ直線及びその西側の延長線
と、ウ及びエの点を結んだ直線並びにオ、カ及びキの各
点を順次に結んだ直線によって囲まれた佐賀県玄海海域
ア 玄海町値賀崎北西端
イ 唐津市鎮西町馬渡島西南端
ウ 玄海町戸崎北端
エ 唐津市肥前町大崎北端
オ 唐津市肥前町納所綾崎北端
カ 唐津市肥前町納所綾崎北端と長崎県松浦市鷹島町阿
翁日比鼻（小浦崎）西端を結んだ直線と、唐津市肥前
町立神鼻（星賀鼻）西端と長崎県松浦市鷹島町宇毛岩
鼻北東端を結んだ直線との交点
キ 長崎県松浦市鷹島町宇毛岩鼻北東端

ごち網（小出力1そうごち網）漁業許可方針 新旧対照表

新	旧
ごち網（小出力1そうごち網）漁業許可方針	ごち網（小出力1そうごち網）漁業許可方針
第1 制限措置	第1 制限措置
(1) 略	(1) 略
(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 23隻以内 <u>(削除)</u>	(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 23隻以内 ただし、令和5年7月24日現在の残り枠数は5隻
(3)～(6) 略	(3)～(6) 略
(7) 漁業を営む者の資格	(7) 漁業を営む者の資格
① <u>唐津市浜玉町、唐津市唐房、玄海町仮屋、唐津市肥前町（肥前若しくは大浦浜）又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする。</u>	① <u>旧浜玉町、唐津市唐房、玄海町仮屋、旧肥前町肥前若しくは大浦浜又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする。</u>
② 略	② 略
③ 佐賀県漁業調整規則（ <u>令和2年佐賀県規則第63号</u> 。以下、「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者	③ 佐賀県漁業調整規則（ <u>令和2年佐賀県規則第63号 令和2年1月27日公布</u> 。以下、「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
④・⑤ 略	④・⑤ 略
第2 許可の有効期間 <u>許可日から令和12年12月31日まで</u>	第2 許可の有効期間 <u>許可日から令和7年12月31日まで</u>
第3 申請すべき期間	第3 申請すべき期間
1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、 <u>令和7年11</u>	1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、 <u>令和5年7月</u>

新	旧
<p><u>月4日から令和7年12月3日</u>までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、23件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 <u>令和12年11月29日</u>までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が23件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が23件に到達した日以降から<u>令和12年11月29日</u>までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>	<p><u>25日から令和5年8月10日</u>までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、23件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 <u>令和7年11月28日</u>までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が23件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が23件に到達した日以降から<u>令和7年11月28日</u>までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
第4 略	第4 略
第5 条件	第5 条件
<p>(1) <u>唐津市</u>浜玉町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線以西の区域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p>	<p>(1) <u>旧</u>浜玉町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線以西の区域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p>

新	旧
<p>(2) 略</p> <p>(3) 玄海町仮屋及び<u>唐津市肥前町（肥前）</u> 地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①から④の区域及び共同漁業権漁場では操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>①～④ 略</p> <p>(4) <u>唐津市肥前町（大浦浜）</u> 及び伊万里市地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①の区域以外及び共同漁業権漁場では操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>① 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 玄海町仮屋及び<u>旧肥前町肥前地区</u>において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①から④の区域及び共同漁業権漁場では操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>①～④ 略</p> <p>(4) <u>旧肥前町大浦浜</u>及び伊万里市地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①の区域以外及び共同漁業権漁場では操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>① 略</p>

小型機船底引き網漁業許可方針

IV 手續第2種 えびこぎ網漁業（案）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

えびこぎ網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

33隻

(3) 船舶の総トン数

5トン未満

(4) 推進機関の馬力数

48キロワット以下（漁業調整用エンジン15馬力以下）

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

① ^{31キロワット以下}_(10馬力以下) の船舶（出力管理装置により ^{31キロワット以下}_(10馬力相当) に減馬

力した船舶を含む。）については、1月1日から1月31日まで及び3月1日から12月31日まで

② ^{32キロワット以上}_(11馬力以上) の船舶（出力管理装置により ^{31キロワット以下}_(10馬力相当) に減馬

力した船舶を除く。）については、1月1日から1月31日まで及び4月1日から12月31日まで

③ 玄海町、唐津市肥前町又は伊万里市地区のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、1月1日から1月31日まで及び3月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

① 唐津市浜玉町、唐津市地区（満島・唐房・湊・高島・神集島地区）、唐津市呼子町、唐津市鎮西町、玄海町、唐津市肥前町又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点とし

えびこぎ網漁業【R8.1.1～R12.12.31】

て漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。

- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可日から令和12年12月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和7年11月4日から令和7年12月3日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受け付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、33件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和12年11月29日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が33件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受け付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が33件に到達した日以降から令和12年11月29日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

えびこぎ網漁業【R8.1.1～R12.12.31】

合計数が33件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該漁業許可を有する者の承継を受けた者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。
- (2) 前回許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者
- (3) 規則第4条第1項第6号又は第8号から第14号までのいずれかの漁業許可を有する者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 唐津市浜玉町又は唐津市地区（満島・湊・高島・神集島地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①から③の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

- ① 唐津市土器崎北端と長崎県壱岐市芦辺町上イズミ岩を結んだ直線以西の佐賀県海域
- ② 次のア及びイの点を結んだ直線、ウ及びエの点を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、4月1日から5月31日までに限る。

ア 唐津市高島北端から293度（真方位とする。）の線

と唐津市鳩川の最大高潮時海岸線との交点

イ 唐津市高島北端

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市高島南東端から180度（真方位とする。）の

えびこぎ網漁業【R8.1.1～R12.12.31】

線と同市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

③ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日までに限る。

ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識

イ 唐津市高島南東端

ウ 唐津市高島南東端から180度(真方位とする。)の線
と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

(2) 唐津市唐房地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①から③の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

なお、松共第9号から第14号及び第16号については、同意に基づく海域は1)から3)の海域とする。

1) 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

ア 唐津市土器崎北端

イ 唐津市土器崎北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ直線と、唐津市呼子町平瀬灯台と唐津市鎮西町波戸岬北西端を結んだ直線との交点

ウ 唐津市鎮西町波戸岬北西端

2) 唐津市呼子町小川島、唐津市鎮西町加唐島及び同松島の最大高潮時海岸線から700メートル以内の海域

3) 唐津市呼子町平瀬の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

① 唐津市鎮西町波戸岬北西端と同松島西端を結んだ直線及びその北側の延長線以西の佐賀県海域

② 次のア及びイの点を結んだ直線、ウ及びエの点を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、4月1日から5月31日までに限る。

えびこぎ網漁業【R8.1.1～R12.12.31】

ア 唐津市高島北端から293度(真方位とする。)の線

と唐津市鳩川の最大高潮時海岸線との交点

イ 唐津市高島北端

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市高島南東端から180度(真方位とする。)の
線と同市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

③ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日までに限る。

ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識

イ 唐津市高島南東端

ウ 唐津市高島南東端から180度(真方位とする。)の
線と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

(3) 唐津市呼子町又は鎮西町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①から④以外の海域並びに共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

なお、松共第8号から第17号については、同意に基づく海域は1)から3)の海域とする。

1) 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

ア 唐津市土器崎北端

イ 唐津市土器崎北端と唐津市鎮西町加唐島南端を
結んだ直線と、唐津市呼子町平瀬灯台と唐津市鎮
西町波戸岬北西端を結んだ直線との交点

ウ 唐津市鎮西町波戸岬北西端

エ 唐津市鎮西町波戸岬北西端と唐津市肥前町大崎
北端を結んだ直線と、唐津市鎮西町串崎北端と同
馬渡島南西端を結んだ直線との交点

オ 鎮西町串崎北端

えびこぎ網漁業【R8.1.1～R12.12.31】

2) 唐津市呼子町小川島、唐津市鎮西町加唐島及び同松島の最大高潮時海岸線から700メートル以内の海域

3) 唐津市鎮西町馬渡島及び唐津市呼子町平瀬の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

① 次のア及びイの点を結んだ直線と、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線並びにオ及びカの点を結んだ直線の西側の延長線との間の佐賀県海域

ア 唐津市土器崎北端

イ 長崎県壱岐市芦辺町上イズミ岩

ウ 唐津市鎮西町串崎北端

エ 唐津市鎮西町串崎北端と同馬渡島南西端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点

オ 唐津市鎮西町波戸岬北西端と同馬渡島北東端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市鎮西町波戸岬北西端

② 唐津市相賀崎東端と福岡県二丈町串崎北端を結んだ直線以南の佐賀県海域

③ 次のア及びイの点を結んだ直線、ウ及びエの点を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、4月1日から5月31日までは除く。

ア 唐津市高島北端から293度(真方位とする。)の

線と同市鳩川の最大高潮時海岸線との交点

イ 唐津市高島北端

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市高島南東端から180度(真方位とする。)

の線と同市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

④ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日までは除く。

ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識

えびこぎ網漁業【R8.1.1～R12.12.31】

イ 唐津市高島南東端

ウ 唐津市高島南東端から180度(真方位とする。)の
線と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

(4) 玄海町外津、仮屋又は唐津市肥前町（菖津、京泊及び向島地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①以外の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

なお、松共第17号については、同意に基づく海域は1)のとおりとする。

1) 唐津市鎮西町馬渡島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

① 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線並びにウ及びエの点を結んだ直線の西側の延長線と、オ及びカの点を結んだ直線との間の佐賀県海域

ア 唐津市鎮西町串崎北西端

イ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点

ウ 唐津市鎮西町波戸岬北西端と同馬渡島北東端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線の延長線との交点

エ 唐津市鎮西町波戸岬北西端

オ 唐津市肥前町立神鼻（星賀鼻）西端

カ 長崎県松浦市鷹島町宇毛岩鼻北東端

(5) 唐津市肥前町（菖津、京泊及び向島地区を除く。）又は伊万里市地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①及び②以外の海域並びに共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協

えびこぎ網漁業【R8.1.1～R12.12.31】

議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

なお、松共第17号については、同意に基づく海域は1)のとおりとする。

1) 唐津市鎮西町馬渡島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域

① 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線並びにオ及びカの点を結んだ直線の西側の延長線より南西の佐賀県海域。ただし、伊万里市山代町浦ノ崎佐代川左岸北西角に設置した標識と同市黒川町福田字浦潟1290番地吉が浦鼻に設置した標識を結んだ直線以南の海域は除く。

ア 唐津市肥前町大崎北端

イ 唐津市鎮西町波戸岬灯台と唐津市肥前町向島灯台を結んだ直線と、同向島北端と同大崎北端を結んだ直線との交点

ウ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線と、同波戸岬灯台と唐津市肥前町向島灯台を結んだ直線との交点

エ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点

オ 唐津市鎮西町波戸岬北西端と同馬渡島北東端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市鎮西町波戸岬北西端

② 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。ただし、5月1日から10月31日までは除く。

ア 唐津市鎮西町波戸岬灯台と唐津市肥前町向島灯台を結んだ直線と、同向島北端と同大崎北端を結んだ直線

えびこぎ網漁業 【R8.1.1～R12.12.31】

との交点

イ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線と、同波戸岬灯台と唐津市肥前町向島灯台を結んだ直線との交点

ウ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点

エ 唐津市肥前町向島北端

(6) 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められたことにより当該漁業を営む者の資格に該当した者は、同委員会が指定する海域以外で操業してはならない。ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

(7) 許可を受けた船舶は、舷檣板（通称カイシング）の後部両舷外側に次の色調の長方形（タテ 20 センチメートル以上、ヨコ 160 センチメートル以上）の塗装表示をしなければならない。

① 31キロワット以下
(10馬力以下) の船舶について、玄海町外津若しくは仮屋、
唐津市肥前町又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は青色、唐津市浜玉町又は唐津市地区（満島・湊・高島・神集島地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は赤色、唐津市唐房地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は緑色、唐津市呼子町又は鎮西町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は茶色

② 松浦海区漁業調整委員会が指定する区域での操業が認められた者は、指定された区域の塗装表示出力管理装置により 31 キロワット以下（10 馬力相当）に減馬力した船舶については、①による表示の上部半分を黄色

③ 32キロワット以上
(11馬力以上) の船舶については、①による表示の後部半分

えびこぎ網漁業 【R8.1.1～R12.12.31】

を黄色

- (8) ビームの長さは8メートル以下とする。
- (9) 袋網の網目については15センチメートルにつき14節以上20節以下とする。

小型機船底引き網（IV 手縫第2種 えびこぎ網漁業）漁業許可方針 新旧対照表

新	旧
<p>小型機船底引き網漁業許可方針 IV 手縫第2種 えびこぎ網漁業</p> <p>第1 制限措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 3 3隻以内 <u>(削除)</u></p> <p>(3) ~ (5) 略</p> <p>(6) 漁業時期 ①・② 略 ③ 玄海町、<u>唐津市</u>肥前町又は伊万里市地区のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、1月1日から1月31日まで及び3月1日から12月31日まで</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格 ① <u>唐津市</u>浜玉町、<u>唐津市</u>地区（満島・唐房・湊・高島・神集島地区）、<u>唐津市</u>呼子町、<u>唐津市</u>鎮西町、玄海町、<u>唐津市</u>肥前町又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。 ②~⑤ 略</p> <p>第2 許可の有効期間 <u>許可日から令和12年12月31日まで</u></p>	<p>手縫第2種 えびこぎ網漁業</p> <p>第1 制限措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 3 3隻 ただし、令和3年9月30日現在の許可枠残は4隻</p> <p>(3) ~ (5) 略</p> <p>(6) 漁業時期 ①・② 略 ③ 玄海町、<u>旧</u>肥前町又は伊万里市地区のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、1月1日から1月31日まで及び3月1日から12月31日まで</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格 ① <u>旧</u>浜玉町、<u>旧</u>唐津市、<u>旧</u>呼子町、<u>旧</u>鎮西町、玄海町、<u>旧</u>肥前町又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。</p> <p>②~⑤ 略</p> <p>第2 許可の有効期間 <u>許可日から令和7年12月31日まで</u></p>

新	旧
<p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、<u>令和7年1月4日から令和7年12月3日</u>までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、33件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 <u>令和12年11月29日</u>までの期間において、<u>受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数</u>（以下「合計数」という。）が33件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が33件に到達した日以降から<u>令和12年11月29日</u>までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、<u>新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</u></p>	<p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和3年10月1日から令和3年10月8日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、33件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和7年11月28日までの期間において、合計数が33件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が33件に到達した日以降から<u>令和7年11月28日</u>までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、<u>再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</u></p>
第4 略	第4 略
<p>第5 条件</p> <p>(1) <u>唐津市浜玉町又は唐津市地区（満島・湊・高島・神集島地区）</u></p>	<p>第5 条件</p> <p>(1) <u>旧浜玉町又は旧唐津市</u>において漁港機能を有する施設を拠点</p>

新	旧
<p>において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①から③の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>略</p> <p>② 次のア及びイの点を結んだ直線、ウ及びエの点を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、4月1日から5月31日までに限る。</p> <p>ア 唐津市高島北端から<u>293度(真方位とする。)</u>の線と 唐津市鳩川の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>イ 唐津市高島北端</p> <p>ウ 唐津市高島南東端</p> <p>エ 唐津市高島南東端から<u>180度(真方位とする。)</u>の線 と同市東唐津の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>③ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日までに限る。</p> <p>ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識</p> <p>イ 唐津市高島南東端</p> <p>ウ 唐津市高島南東端から<u>180度</u>(真方位とする。)の線 と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>(2) 略</p> <p>② 次のア及びイの点を結んだ直線、ウ及びエの点を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、4月1日から5月31日までに限る。</p> <p>ア 唐津市高島北端から<u>293度(真方位とする。)</u>の線と 唐津市鳩川の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>イ 唐津市高島北端</p> <p>ウ 唐津市高島南東端</p>	<p>として漁業を営もうとする者は、次の①から③の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>略</p> <p>② 次のア及びイの点を結んだ直線、ウ及びエの点を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、4月1日から5月31日までに限る。</p> <p>ア 唐津市高島北端から<u>293度</u>の方向に引いた直線と 唐津市鳩川の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>イ 唐津市高島北端</p> <p>ウ 唐津市高島南東端</p> <p>エ 唐津市高島南東端から<u>180度</u>の方向に引いた直線 と同市東唐津の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>③ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日までに限る。</p> <p>ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識</p> <p>イ 唐津市高島南東端</p> <p>ウ 唐津市高島南東端から<u>百八十度</u>(真方位とする。)の線 と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>(2) 略</p> <p>② 次のア及びイの点を結んだ直線、ウ及びエの点を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、4月1日から5月31日までに限る。</p> <p>ア 唐津市高島北端から<u>293度</u>の方向に引いた直線と 唐津市鳩川の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>イ 唐津市高島北端</p> <p>ウ 唐津市高島南東端</p>

新	旧
<p>エ 唐津市高島南東端から<u>180度(真方位とする。)</u>の線と同市東唐津の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>③ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日までに限る。</p> <p>ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識</p> <p>イ 唐津市高島南東端</p> <p>ウ 唐津市高島南東端から<u>180度(真方位とする。)</u>の線と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>(3) <u>唐津市呼子町又は鎮西町</u>地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①から④以外の海域並びに共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>略</p> <p>③ 次のア及びイの点を結んだ直線、ウ及びエの点を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、4月1日から5月31日までに限る。</p> <p>ア 唐津市高島北端から<u>293度(真方位とする。)</u>の線と唐津市鳩川の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>イ 唐津市高島北端</p> <p>ウ 唐津市高島南東端</p> <p>エ 唐津市高島南東端から<u>180度(真方位とする。)</u>の線と同市東唐津の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>④ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日までに限る。</p> <p>ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識</p> <p>イ 唐津市高島南東端</p> <p>ウ 唐津市高島南東端から<u>180度(真方位とする。)</u>の線</p>	<p>エ 唐津市高島南東端から<u>180度</u>の方向に引いた直線と同市東唐津の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>③ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日までに限る。</p> <p>ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識</p> <p>イ 唐津市高島南東端</p> <p>ウ 唐津市高島南東端から<u>百八十度(真方位とする。)</u>の線と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>(3) <u>旧呼子町又は旧鎮西町</u>地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、次の①から④以外の海域並びに共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>略</p> <p>③ 次のア及びイの点を結んだ直線、ウ及びエの点を結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。ただし、4月1日から5月31日までに限る。</p> <p>ア 唐津市高島北端から<u>293度</u>の方向に引いた直線と唐津市鳩川の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>イ 唐津市高島北端</p> <p>ウ 唐津市高島南東端</p> <p>エ 唐津市高島南東端から<u>180度</u>の方向に引いた直線と同市東唐津の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>④ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日までに限る。</p> <p>ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識</p> <p>イ 唐津市高島南東端</p> <p>ウ 唐津市高島南東端から<u>百八十度(真方位とする。)</u>の線</p>

新	旧
<p>と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>(4) <u>玄海町外津、仮屋又は唐津市肥前町（菖津、京泊及び向島地区）</u>において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①以外の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>なお、松共第17号については、同意に基づく海域は1)のとおりとする。</p> <p>1) 唐津市鎮西町馬渡島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域</p> <p>① 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線並びにウ及びエの点を結んだ直線の西側の延長線と、オ及びカの点を結んだ直線との間の佐賀県海域</p> <p>ア 唐津市鎮西町串崎北西端</p> <p>イ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点</p> <p>ウ 唐津市鎮西町波戸岬北西端と同馬渡島北東端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線の延長線との交点</p> <p>エ 唐津市鎮西町波戸岬北西端</p> <p>オ 唐津市肥前町立神鼻（星賀鼻）西端</p> <p>カ 長崎県松浦市鷹島町宇毛岩鼻北東端</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>と唐津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点</p> <p>(4) <u>玄海町外津地区</u>において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①以外の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>なお、松共第17号については、同意に基づく海域は1)のとおりとする。</p> <p>1) 唐津市鎮西町馬渡島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域</p> <p>① 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線並びにウ及びエの点を結んだ直線の西側の延長線と、オ及びカの点を結んだ直線との間の佐賀県海域</p> <p>ア 唐津市鎮西町串崎北西端</p> <p>イ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点</p> <p>ウ 唐津市鎮西町波戸岬北西端と同馬渡島北東端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線の延長線との交点</p> <p>エ 唐津市鎮西町波戸岬北西端</p> <p>オ 唐津市肥前町立神鼻（星賀鼻）西端</p> <p>カ 長崎県松浦市鷹島町宇毛岩鼻北東端</p> <p>(5) <u>玄海町仮屋又は旧肥前町〔菖津、京泊及び向島地区〕地区</u>において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとす</p>

新	旧
<p>(5) <u>唐津市</u>肥前町（菖津、京泊及び向島地区を除く。）又は伊万里市地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①及び②以外の海域並びに共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>略</p> <p>(6) 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認</p>	<p>る者は、①以外の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>なお、松共第17号については、同意に基づく海域は1)のとおりとする。</p> <p>1) 唐津市鎮西町馬渡島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域</p> <p>① 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線並びにウ及びエの点を結んだ直線の西側の延長線と、才及びカの点を結んだ直線との間の佐賀県海域</p> <p>ア 唐津市鎮西町串崎北西端</p> <p>イ 唐津市鎮西町串崎北西端と同馬渡島南西端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点</p> <p>ウ 唐津市鎮西町波戸岬北西端と同馬渡島北東端を結んだ直線の延長線と、唐津市肥前町向島北端と唐津市鎮西町馬渡島西端を結んだ直線の延長線との交点</p> <p>エ 唐津市鎮西町波戸岬北西端</p> <p>才 唐津市肥前町立神鼻（星賀鼻）西端</p> <p>カ 長崎県松浦市鷹島町宇毛岩鼻北東端</p> <p>(6) 旧肥前町〔菖津、京泊及び向島地区を除く。〕又は伊万里市地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①及び②以外の海域並びに共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>略</p> <p>(7) 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認</p>

新	旧
<p>められたことにより当該漁業を営む者の資格に該当した者は、同委員会が指定する海域以外で操業してはならない。ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>(7) 許可を受けた船舶は、舷檣板（通称カイシング）の後部両舷外側に次の色調の長方形（タテ 20 センチメートル以上、ヨコ 160 センチメートル以上）の塗装表示をしなければならない。</p> <p>① <small>31キロワット以下 (10馬力以下)</small> の船舶について、玄海町外津若しくは仮屋、<u>唐津市</u>肥前町又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は青色、<u>唐津市</u>浜玉町又は<u>唐津市地区(満島・湊・高島・神集島地区)</u>において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は赤色、唐津市唐房地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は緑色、<u>唐津市呼子町</u>又は<u>鎮西町</u>地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は茶色</p> <p>②・③ 略</p> <p>(8) ビームの長さは8メートル以下とする。</p> <p>(9) 袋網の網目については15センチメートルにつき14節以上20節以下とする。</p>	<p>められたことにより当該漁業を営む者の資格に該当した者は、同委員会が指定する海域以外で操業してはならない。ただし、共同漁業権漁場において、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>(8) 許可を受けた船舶は、舷檣板（通称カイシング）の後部両舷外側に次の色調の長方形（タテ 20 センチメートル以上、ヨコ 160 センチメートル以上）の塗装表示をしなければならない。</p> <p>① <small>31キロワット以下 (10馬力以下)</small> の船舶について、玄海町外津若しくは仮屋、<u>旧</u>肥前町又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は青色、<u>旧</u>浜玉町又は<u>旧</u>唐津市において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は赤色、唐津市唐房地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は緑色、<u>旧</u>呼子町又は<u>旧</u>鎮西町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は茶色</p> <p>②・③ 略</p> <p>(9) ビームの長さは8メートル以下とする。</p> <p>(10) 袋網の網目については15センチメートルにつき14節以上20節以下とする。</p>

小型機船底引き網漁業許可方針
V 手續第2種 自家用えさびき網漁業（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

自家用えさびき網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

10隻以内

（3）船舶の総トン数

3トン未満

（4）推進機関の馬力数

制限なし

（5）操業区域

佐賀県玄海海域

（6）漁業時期

1月1日から1月31日まで及び3月1日から12月31日まで

（7）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市浜玉町、唐津市地区（満島・唐房・湊・高島・神集島地区）、唐津市呼子町、唐津市鎮西町、玄海町又は唐津市肥前町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする。
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可日から令和12年12月31日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和7年11月4日から令和7年12月3日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受け付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和12年11月29日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点での有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受け付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が10件に到達した日以降から令和12年11月29日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

合計数が10件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受け付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

- (1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。
- (2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。（従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。）ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合に限る。
- (3) 基準日から過去5年間において当該漁業の許可（従前の許可を含む。）を有していたことがある者
- (4) 基準日において当該漁業以外の漁業の許可を有していた者
- (5) 上記（1）から（4）に該当しない者

第5 条件

(1) 唐津市呼子町又は鎮西町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①から③の海域以外及び共同漁業権漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

① 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

ア 唐津市横野と唐津市呼子町大友との境界（小森川川口中央点）

イ 唐津市横野と唐津市呼子町大友との境界と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線と、福岡県糸島市二丈配崎北端と唐津市鎮西町松島南端を結んだ直線との交点

ウ 福岡県糸島市志摩姫島北端と唐津市鎮西町加唐島北東端を結んだ直線と、唐津市呼子町平瀬灯台と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点

エ 唐津市鎮西町加唐島北東端

オ 唐津市鎮西町加唐島北西端

カ 唐津市鎮西町加唐島北西端と唐津市鎮西町馬渡島大長崎鼻北端を結んだ直線と、唐津市鎮西町串崎北西端と同松島西端を結んだ直線の延長線との交点

キ 唐津市鎮西町串崎北西端

② 唐津市相賀崎東端と福岡県糸島市二丈串崎を結んだ直線以南の唐津湾の海域。ただし、唐津湾操業協定締結時に同協定を締結した支所の漁業者に限る。

③ 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日までは除く。

ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識

イ 唐津市高島南東端

ウ 唐津市高島南東端から百八十度(真方位とする。)の線と唐津市
東唐津の最大高潮時海岸線との交点

(2) 唐津市浜玉町、唐津市地区（満島・唐房・湊・高島・神集島地
区）、唐津市鎮西町（波戸、串浦及び馬渡島のみ）、玄海町又は唐
津市肥前町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠
点として漁業を営もうとする者は、①以外の海域及び共同漁業権
漁場で操業してはならない。

ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協
議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の
写しを操業時に携帯しなければならない。

① 次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海
岸線とによって囲まれた海域。ただし、1月1日から4月30日
までは除く。

ア 佐賀県・福岡県の境界(包石)に設置した標識

イ 唐津市高島南東端

ウ 唐津市高島南東端から百八十度(真方位とする。)の線と唐
津市東唐津の最大高潮時海岸線との交点

(3) 一本釣用のえさえび以外を目的として操業してはならない。

(4) 採捕した水産動植物を販売してはならない。

(5) 使用する漁具にかえし網（もどらず）を取付けてはならない

小型機船底引き網（V 手線第2種 自家用えさびき網漁業）漁業許可方針 新旧対照表

新	旧
<p><u>小型機船底引き網漁業許可方針</u> <u>V 手線第2種 自家用えさびき網漁業</u></p> <p>第1 制限措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 10隻以内 <u>(削除)</u></p> <p>(3) ~ (6) 略</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格</p> <p>① <u>唐津市浜玉町、唐津市地区（満島・唐房・湊・高島・神集島地区）、唐津市呼子町、唐津市鎮西町、玄海町又は唐津市肥前町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。</u>ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする。</p> <p>② 略</p> <p>③ 佐賀県漁業調整規則（<u>令和2年佐賀県規則第63号</u>。以下、「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者</p> <p>④・⑤ 略</p> <p>第2 許可の有効期間 <u>許可日から令和12年12月31日まで</u></p>	<p><u>自家用えさびき網漁業許可方針</u> <u>手線第2種 自家用えさびき網漁業</u></p> <p>第1 制限措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 10隻以内 <u>ただし、令和5年3月2日現在の許可枠残は2隻</u></p> <p>(3) ~ (6) 略</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格</p> <p>① <u>旧浜玉町、旧唐津市、旧呼子町、旧鎮西町、玄海町又は旧肥前町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。</u>ただし、上記地区以外において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者については、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められる場合に限り、同委員会が指定する区域での操業を認めることとする。</p> <p>② 略</p> <p>③ 佐賀県漁業調整規則（<u>令和2年佐賀県規則第63号令和2年11月27日公布</u>。以下、「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者</p> <p>④・⑤ 略</p> <p>第2 許可の有効期間 <u>許可日から令和7年12月31日まで</u></p>

新	旧
<p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、<u>令和7年11月4日から令和7年12月3日</u>までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受け付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 <u>令和12年11月29日</u>までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受け付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が10件に到達した日以降から<u>令和12年11月29日</u>までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>	<p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、<u>令和5年3月3日から令和5年3月17日</u>までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受け付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 <u>令和7年11月28日</u>までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受け付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が10件に到達した日以降から<u>令和7年11月28日</u>までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が10件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受け付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。</p>	<p>第4 訸可の基準</p> <p>合計数が10件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受け付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。</p>

新	旧
<p>(1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。</p> <p>(2) ~ (5) 略</p> <p>第5 条件</p> <p>(1) <u>唐津市呼子町又は鎮西町</u>地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①から③の海域以外及び共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>① 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>ア <u>唐津市横野と唐津市呼子町大友</u>との境界（小森川川口中央点）</p> <p>イ <u>唐津市横野と唐津市呼子町大友</u>との境界と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線と、福岡県糸島市二丈配崎北端と唐津市鎮西町松島南端を結んだ直線との交点 ウ～キ 略</p> <p>②・③ 略</p> <p>(2) <u>唐津市浜玉町</u>、<u>唐津市地区（満島・唐房・湊・高島・神集島地区）</u>、<u>唐津市</u>鎮西町（波戸、串浦及び馬渡島のみ）、玄海町又は<u>唐津市</u>肥前町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①以外の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と</p>	<p>(1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。<u>ただし、当該順位の適用は、令和5年3月17日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。</u></p> <p>(2) ~ (5) 略</p> <p>第5 条件</p> <p>(1) <u>旧呼子町又は旧鎮西町</u>地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①から③の海域以外及び共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>① 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p> <p>ア <u>旧唐津市と旧呼子町</u>との境界（小森川川口中央点）</p> <p>イ <u>旧唐津市と旧呼子町</u>との境界と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線と、福岡県糸島市二丈配崎北端と唐津市鎮西町松島南端を結んだ直線との交点 ウ～キ 略</p> <p>②・③ 略</p> <p>(2) <u>旧浜玉町</u>、<u>旧唐津市</u>、<u>旧鎮西町</u>〔波戸、串浦及び馬渡島のみ〕、玄海町又は<u>旧肥前町</u>のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、①以外の海域及び共同漁業権漁場で操業してはならない。</p> <p>ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意</p>

新	旧
<p>協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>① 略 (3) ~ (5) 略</p>	<p>書の写しを操業時に携帯しなければならない。</p> <p>① 略 (3) ~ (5) 略</p>

議題 5

水産第 2733 号
令和 7 年 9 月 30 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川㟢 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



あなたがご漁業（神集島地区特認）許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

あなごかご漁業特認許可方針（案）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

あなごかご漁業（神集島地区特認）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

1隻

(3) 船舶の総トン数

制限なし

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

下記の①②に示す海域

① 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

② 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(6) 漁業時期

2月1日から4月30日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和8年2月1日から令和8年4月30日まで

第3 申請すべき期間

令和7年11月25日から令和7年12月26日まで

第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- （1）前回の許可最終日の4月30日現在で、当該漁業許可を有していた者
- （2）当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。
- （3）（1）に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者
- （4）（1）～（3）に該当しない者で、規則第4条第1項第6号、第8号から第14号まで又は第17号のいずれかの漁業許可を有する者
- （5）（1）～（4）に該当しない者

第5 条件

- （1）使用するかご数は、200個以内とする。
- （2）幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。
- （3）操業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

議題 6

水産第2734号
令和7年9月30日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川嶋 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

いかかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：水産課漁業調整担当）

いかかご漁業特認許可方針（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

いかかご漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

4隻以内

（3）船舶の総トン数

制限なし

（4）推進機関の馬力数

制限なし

（5）操業区域

佐賀県玄海海域及び包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線以東の筑肥漁場協議会で締結した操業協定に定められた海域

（6）漁業時期

2月1日から4月30日まで

（7）漁業を営む者の資格

- ① 唐津市神集島、呼子町呼子及び呼子町小友のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和8年2月1日から令和8年4月30日まで

第3 申請すべき期間

令和7年1月25日から令和7年2月26日まで

第4 許可の基準

第1(7)に定める資格を有し、第1(1)に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1(2)に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前回の許可最終日の4月30日現在で、当該漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする

(2) 当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る

(3)(1)に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者

(4)(1)～(3)に該当しない者で、規則第4条第1項第6号、第8号から第14号まで又は第17号のいずれかの漁業許可を有する者

(5)(1)～(4)に該当しない者

第5 条件

(1) 唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては、①以外の海域で操業してはならない

① 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ

直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

力 唐津市神集島北端

(2) 唐津市神集島、呼子町呼子及び呼子町小友のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては①以外の海域で操業してはならない。

① 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(3) 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められたことにより当該漁業を営む者の資格に該当した者は、同委員会が指定する海域以外で操業してはならない

(4) かご漬数は、120個以内とする

(5) 漁具標識として、連結した幹縄の両端に、水面上1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない

新旧対照表

	新	旧	
◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第__号 松浦海区において光力を利用して行う水生生物の採捕に対し、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。	◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第95号 漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、1本釣漁業等火光を利用する各種漁業に対し、松浦海区内における沿岸魚族の乱獲防止並びに同種及び他種漁業との調整のため、火光を利用する漁船1隻に使用する光力の限度を次のとおり指示する。		
令和7年__月__日 松浦海区漁業調整委員会 会長 川寄 和正	令和7年7月28日 松浦海区漁業調整委員会 会長 川寄 和正		
1 次表のとおり、海域ごとに、集魚灯の種類及び消費電力の限度を制限する。なお、集魚灯のうち放電灯とハロゲン灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。集魚灯にLED灯を使用する場合は、その消費電力に5を乗じて得た値（単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。		1 松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域（以下「当該区域」という。）においては、1隻につき6キロワット以内とする。ただし、佐賀県唐津市の呼子大橋橋梁以東、かつ、佐賀県唐津市呼子町加部島最北端と福岡県糸島市志摩姫島最北端を結んだ直線以南の当該区域においては、1隻につき3キロワット以内とする。	
区分	海域	使用すること ができる集魚 灯の種類	漁船1隻につき使 用することができる 集魚灯の消費電 力の合計

1	<p><u>松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域のうち、呼子大橋橋梁以東、かつ、佐賀県唐津市呼子町加部島最北端と福岡県糸島市志摩姫島最北端を結んだ直線以南の海域</u></p>	<p>ハロゲン灯のみ</p>	<p><u>3キロワット以内</u></p>
2	<p><u>区分1の海域以外の松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた海域</u></p>	<p>ハロゲン灯のみ</p>	<p><u>6キロワット以内</u></p>
3	<p><u>区分1および2の海域以外の佐賀県海域</u></p>	<p>ハロゲン灯以外も使用可能</p>	<p><u>10キロワット以内</u></p>
2 指示の期間 令和7年__月__日から令和8年8月11日まで		2 指示の期間 令和7年8月12日から令和8年8月11日まで	